

じつは、
白ナンバーでも
使えます！

東海電子点呼システムファミリー ～点呼システムの選び方～



★だれでも使えるおすすめパック！★

業種と優良性で選ぶ

やりたい点呼で選ぶ

ネットワークタイプ

品名

価格
(ソフトウェア部分)

価格
(ハードウェア部分)

1
点呼
(3要件)

遠隔点呼
(12要件)

要件 トラック (Gマーク事業所相当)・バス (SAFETY BUS★取得)・タクシー (優良認定)

対面	貨物 IT点呼	貨物 遠隔地IT点呼	遠隔点呼	対面	貨物 IT点呼	貨物 遠隔地IT点呼	遠隔点呼
×	○	×	×	○	○	○	×

オンプレソリューション

クラウドソリューション

Tenko-PRO2

e点呼PRO

点呼アプリライセンス費用 **¥303,600**

クラウド点呼ライセンス費用 **¥213,400**

詳細

親	サーバーアプリ	¥151,800
子	クライアントアプリ	¥151,800

詳細

親	子	拠点ライセンス	各 ¥106,700
---	---	---------	------------

(含まれる機能)

- ① 顔認証
- ② クラウド運転者台帳
- ③ クラウド飲酒管理
- ④ クラウドバイタルデータ管理
- ⑤ 点呼執行アプリ・ドライバーアプリ・スマホアプリ

IT点呼用ハードウェア費用 **¥492,800**

IT点呼用ハードウェア費用 **¥584,100**

詳細

親	点呼用アクセサリキット	¥27,500
子	検知器 IC免許証R スターターパック	¥437,800
子	点呼用アクセサリキット	¥27,500

詳細

② 運行管理アクセサリキット	¥84,700
③ 検知器 IC免許証Rスターターパック	¥437,800
⑤ 点呼用アクセサリキットII	¥61,600

- カメラ、モニターによる酒気帯び有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認
- 酒気帯びの状況に関する測定結果を自動記録保存
- 当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる

- リアルタイムで、運転者の酒気帯び、疲労、全身等を確認できる
- 飲酒結果のリアルタイム性
- 点呼執行者のなりすまし防止のための認証デバイス
- ドライバーのなりすまし、間違え防止のための認証デバイス

- 点呼項目以外の運行管理情報 (7項目)
- ドライバーの普段の健康状態
- 日常点検
- 伝達事項確認機能電子的な伝達事項確認機能

- 電子点呼記録簿
- 機器の故障履歴
- データ改ざん防止機能
- CSVデータ等、外部へ出力する機能

維持費
初年度および毎年

Tenko-PRO2 年間保守	¥52,800 (親と子2拠点合計)
年間保守契約	¥117,040 (検知器と免許証リーダー)

クラウド点呼 ライセンス	¥211,200 (¥105,600×親子2拠点)
年間保守契約	¥117,040 (検知器と免許証リーダー)

トラック・バス・タクシー優良性不問

対面	貨物 IT点呼	貨物 遠隔地IT点呼	遠隔点呼
○	○	○	○

クラウドソリューション

遠隔点呼スターターパック **Aモデル**

クラウド点呼ベーシックライセンス費用 **¥213,400**

詳細

親	子	拠点ライセンス	各 ¥106,700
---	---	---------	------------

(含まれる機能)

- ① 顔認証
- ② クラウド運転者台帳
- ③ クラウド飲酒管理
- ④ クラウドバイタルデータ管理
- ⑤ 点呼執行アプリ・ドライバーアプリ・スマホアプリ

遠隔点呼用ハードウェア費用 親 **¥30,800** 子 **¥1,101,980**

詳細

親	② 運行管理アクセサリキット	¥0
親	⑤ 点呼用アクセサリキットII	¥30,800
子	③ 検知器 IC免許証Rスターターパック + 血圧体温連携	¥719,400
子	④ 血圧測定器 (9030)	¥319,000
子	⑤ 体温計	¥32,780
子	⑥ 点呼用アクセサリキットII	¥30,800

○ (別紙詳細参照)

クラウド点呼 ベーシックライセンス	¥211,200 (¥105,600×親子2拠点) ※モデルごとに変動
年間保守契約	¥117,040 (検知器と免許証リーダー) ※モデルごとに変動

遠隔点呼スターターパック
運用モデル (参考)

Aモデル 1対1運用



飲酒・バイタルチェックなし **¥137,500** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680**

Bモデル 1対1運用



飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680**

Cモデル 1対2運用



飲酒・バイタルチェックなし **¥137,500** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680** ×2

Dモデル 1対3運用



飲酒・バイタルチェックなし **¥137,500** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680** ×3

Eモデル 1対4運用



飲酒・バイタルチェックなし **¥137,500** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680** ×4

Fモデル 1対5運用



飲酒・バイタルチェックなし **¥137,500** + 飲酒・バイタルチェックあり **¥1,208,680** ×5

遠隔点呼スターターパック
運用モデルごとの年間費用

A	¥328,240	B	¥445,280	C	¥550,880
D	¥773,520	E	¥996,160	F	¥1,218,800

補足①: 上記価格には、セットアップ費用や送料、マウスピース、ロール紙等の消耗品は含まれていません。 / 補足②: 上記価格には、オプションであるパトライトは含まれておりません。 / 補足③: 上記価格はすべて消費税込の表示です。

遠隔点呼の実施に係る申請書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 遠隔点呼を行う自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物
- 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - グループ企業の営業所間等）
- 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、グループ企業との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

- 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日

5. 添付書類

- 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- グループ企業であることを示す書類（グループ企業との間で遠隔点呼を行う場合のみ）
- 遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書（別紙5）

遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名 _____
 代表者名 _____
 営業所名 _____

1. 遠隔点呼の実施の申請にあたり、下表のとおり、遠隔点呼実施要領Ⅲ 機器・システム要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。	
2.	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。	
3.	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	
4.	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	
5.	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間 (3) 指導監督の記録 (4) 運行に要する携行品 (5) 運転者台帳又は乗務員台帳の内容 (6) 過去の点呼記録 (7) 車両の整備状況	
6.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。	
7.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。	
8.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。	
9.	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。 (1) 乗務前遠隔点呼	

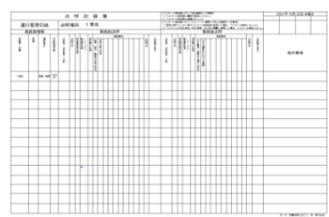
	<p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果</p> <p>リ. 日常点検の確認結果</p> <p>ヌ. 指示事項</p> <p>ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容</p> <p>ヲ. その他必要な事項</p> <p>(2)乗務後遠隔点呼</p> <p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 自動車、道路及び運行の状況</p> <p>リ. 交替運転者に対する通告</p> <p>ヌ. その他必要な事項</p>	
10.	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	
11.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	
12.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト. 及び(2)ト. を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 遠隔点呼実施要領Ⅳ 施設・環境要件を満たす施設において遠隔点呼を行います。
- 遠隔点呼実施要領Ⅴ 運用上の遵守事項の記載事項を遵守します。
- 運輸支局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。

No	遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書 別紙5の1部分 12項目チェックリスト	遠隔点呼スターターパック						お客様のシステムや データ管理				
		クラウド点呼 e点呼PRO		遠隔点呼実施に 必要なハードウェア				労務時間	携行品確認	日常点検	車両の整備状況	
1	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。	クラウド 運転者 台帳	クラウド 顔認証	クラウド 飲酒 データ 管理	クラウド 健康 管理	記録型 アルコール 検知器	記録型 体温計					記録型 血圧計
2	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。											
3	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。											
4	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。											
5	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。（7項目）											
6	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。											
7	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。											
8	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。											
9	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。											
10	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。											
11	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。											
12	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9.（1）ト. 及び（2）ト. を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。											

クラウド点呼システム【e点呼PRO】による遠隔点呼実施要件の適合状況一覧

	遠隔点呼の実施に係る適合確認の要件	対応状況	要件の適合方法	イメージ画像
1	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』で使用する動画用カメラは200万画素であり、鮮明な動画による点呼により適合。	
2	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』と連携する、通信機能を備えた記録保存型アルコール検知器により適合。	
3	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	○	『e点呼PRO』に備えた『顔認証システム』により適合。	
4	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	○	『e点呼PRO』に備えた『顔認証システム』により適合。	
5	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間 (3) 指導監督の記録 (4) 運行に要する携行品 (5) 運転者台帳又は乗務員台帳の内容 (6) 過去の点呼記録 (7) 車両の整備状況	○	『e点呼PRO』に連携するクラウド管理システム『Karte-PRO』及び『e点呼PRO』に保存されたデータにより点呼執行者及び乗務員の双方で確認は可能であり、全体のシステムとして適合。	
6	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。	○	アルコール検知器と連携する健康管理機器である『血圧計』及び『体温計』により適合。	
7	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。	○	点呼システム自体に日常点検機能は無いが、クラウド管理システム『Karte-PRO』へのPDF保存等の方法で適合は可能。 更に日常点検結果については運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認する方法でも適合。	
8	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』の機能である、伝達事項の入力および表示により適合。	
9 (1)	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。 (1) 乗務前遠隔点呼 イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果 リ. 日常点検の確認結果 ヌ. 指示事項 ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容 ヲ. その他必要な事項	○	点呼システムの質問事項や点呼簿作成機能により適合。 (尚、機能としてはイ・ロ・ニ・ヘ・トの項目は自動入力、ホ・チ・リの項目は選択項目による入力、ハ・ヌ・ル・ヲの項目は、文字入力により対応。)	
9 (2)	(2) 乗務後遠隔点呼 イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 自動車、道路及び運行の状況 リ. 交替運転者に対する通告 ヌ. その他必要な事項	○	『e点呼PRO』の質問事項や点呼簿作成機能により適合。 (尚、機能としてはイ・ロ・ニ・ヘ・トの項目は自動入力、ホ・チ・リの項目は選択項目による入力、ハ・ヌ・ル・ヲの項目は、文字入力により対応。)	
10	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	○	『e点呼PRO』のクラウドサーバーにログとして保存されているデータを、利用者の要望に応じて提供することで適合。	
11	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	○	『e点呼PRO』のクラウドサーバーのログの為、修正や消去は不能であり適合。	
12	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト、及び(2)ト、を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	○	クラウドサーバーのログを含め、CSVによる出力は可能であり適合。	